

三島町美しい地区づくり町民運動実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区又はボランティアグループ等の団体（以下「地区等」という。）が実施する花植えや地区内清掃により、地区景観の向上及び住民同士のコミュニケーションの円滑化による地域内コミュニティの活性化を図るとともに、日本で最も美しい村連合加盟町村として美しい地区づくり意識の醸成に繋げるための活動を支援する。

(活動内容)

第2条 町は、地域資源の保護と地域経済の発展を目的に、観光的付加価値を高めるため、生活の営みにより形成された景観や環境、地域の伝統文化を守り活用する地区等が実施する以下の活動（以下「対象活動」という。）に対し、必要な資材（以下「資材」という。）を予算の範囲内で現物支給する。

(1) 花植え（草花を道路沿いに設置するプランターまたは花壇に植栽する活動。）

(2) 地区内清掃（地区内のごみ拾いや清掃する活動。）

3 対象活動に対し支給する資材は別表1で定める。

(資材支給申請手続)

第3条 資材の支給を受けようとする地区等は、資材支給申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とする。

(支給申請の審査・資材の支給決定)

第5条 町長は、提出された申請書について審査の上支給すべき資材を決定し、地区等に対し様式第2号により通知する。

(資材の支給)

第6条 町は、前条により支給すべき資材を決定した場合は、速やかに資材購入の手続きを行い地区等へ支給するものとする。

(状況調査)

第7条 町長は、必要に応じて対象活動の現地調査を行うことができる。

2 前項の調査の結果、対象活動が適切に行われていないと認めるときは、地区等に対し、適切に行うよう指示するものとする。

(実績報告)

第8条 地区等は対象活動が完了したときは、対象活動が完了した日（事業の廃止について町長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第3号）
- (2) 添付書類（活動実績が分かる写真、その他事業実績が分かる書類）

別表第1（第2条関係）

支給対象活動	支給対象資材
○花植え 草花を、道路沿いに設置するプランターまたは花壇に植栽する場合	・草花の種子、球根、苗 ・肥料、土、プランター ・その他町長が必要と認める経費
○地区内清掃 地区内のごみ拾いをする場合	・軍手、ゴミ袋 ・その他町長が必要と認める経費

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

三島町長 様

（申請者）住 所

団体名 _____ 印

三島町美しい地区づくり町民運動資材支給申請書

平成 年度三島町美しい地区づくり町民運動資材の支給を受けたいので、三島町美しい地区づくり町民運動実施要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1 対象活動（どちらかを○で囲む） 花植え / 地区内清掃

2 活動の内容

団 体 名	
活 動 日 程	平成 年 月 日
活 動 場 所	

3 支給申請資材

資 材 名	数	金 額

4 備考

添付書類：支給申請資材の見積書の写し

様式第2号（第3条関係）

平成 年 月 日

様

三島町長 印

三島町美しい地区づくり町民運動支給資材の決定について

このことについて、下記資材の支給を決定したので通知します。支給資材が準備でき次第代表者の方にお知らせしますので、指定する場所での受け取りをお願いします。

なお、実施に当たっては、三島町美しい地区づくり町民運動実施要綱に基づき適正に執行願います。

記

1 対象活動 花植え / 地区内清掃

2 活動の内容

団体名	
活動日程	平成 年 月 日
活動場所	

3 支給決定資材

資材名	数	金額

様式第3号（第10条関係）

平成 年 月 日

三島町長 様

(申請者名) 住 所

団体名 _____ 印

三島町美しい村づくり町民運動実績報告書

平成 年度三島町美しい村づくり町民運動について、下記のとおり対象活動が完了したので、三島町美しい村づくり町民運動実施要綱第8条の規定により実績報告します。

記

1 対象活動（どちらかを○で囲む） 花植え / 地区内清掃

2 支給決定年月日 平成 年 月 日

3 支給決定資材

資 材 名	数	金 額

4 活動実施年月日 平成 年 月 日